

別紙1

仕様書

下関市上下水道局下水道施設課において賃貸借する電子複合機の仕様については、次のとおりとする。

1 設置する場所及び台数

別紙2 複合機仕様書（モノクロ）のとおりに

2 機器の仕様等

別紙2 複合機仕様書（モノクロ）のとおりに

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和13年7月31日まで

(2) 賃貸借期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

(3) 契約金額 1枚当たりの単価とする。（消費税及び地方消費税を含まない。）

(4) 賃貸借料金

月（この場合、月とは暦月の初日から同月末日までの1月間をいう。以下同じ。）を単位として計算し、契約金額に、当該月の複写枚数から賃貸人の保守に係る複写枚数を控除して得た枚数を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と当該額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）の合計額とする。

賃貸借料金には、当初における搬入及び賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用、用紙を除く消耗品の供給、保守の料金並びに故障時の修理費用を含む。

4 保守条件

(1) 常時正常な状態で稼働できるよう定期的に技術員を派遣して点検及び調整を行う。支障が生じた場合には、速やかに技術員を派遣して正常な状態に回復させること。

(2) 複合機に必要な一般部品及び消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給するものとする。

(3) 借入者の要請に応じ、機器の操作指導等を行うこと。

5 特記事項

- (1) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報取扱特記事項」とおりとする。
- (3) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、別紙5「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおりとする。

6 その他

- (1) 賃貸借期間の使用に耐えられること。
- (2) 連絡後1時間以内に納入先に到着できる場所に営業所又は保守の受託会社があること。（故障時の対応）
- (3) 機器搬入設置調整作業については、専門技能を有する者によって行うこと。